

[平成18年 7月31日 少子高齢化・障害者対策特別委員会—07月31日—01号]

◆芝田 委員 おはようございます。公明党の芝田でございます。暑い暑い7月末で、大変ご苦労さまでした。私の方は、介護予防についてご質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、介護保険料の値上げに関して、4月1日から実際、実質値上げされたわけですが、実際の支払い額が決定し、通知が送付されたのがここ最近ということで、この現段階での当局のいろんな質問等あったと思いますが、その辺の感想をお聞かせ願いたいと思っております。

◎森下 介護保険課長 本年度の確定賦課決定通知書を7月6日に発送して以来、区役所や本庁の窓口あるいは電話でたくさんの市民の方から苦情やお問い合わせをいただきました。これに対しまして、できる限り皆様の理解が得られるように、区役所、本庁とも職員総出で保険料の算定方法を初め、改定の理由や介護保険の仕組みなどをご説明にあたってきたところでございます。その結果、7月の中旬ごろからはお問い合わせなどもごくわずかとなり、現在はほぼ平常に戻っているという状態でございます。この中で、たくさんの市民の皆様から生活実態を聞かせていただきました。しかしながら、介護保険制度の安定的、かつ健全運営ということで、やむを得ずお願いした改定でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。また、少子高齢化の進む中、今後、介護保険料の上昇のおそれもございますが、市といたしましては、介護予防の実施や給付適正化などに積極的に取り組み、保険料の抑制に努めてまいります。以上でございます。

◆芝田 委員 課長が最後に方に、市といたしまして、介護予防の実施や給付適正化などに積極的に取り組む、保険料の抑制に努めてまいるということでありますが、少子高齢化、特に高齢化が世界一ということで、6年前に始まった介護保険制度も今回2回目の見直しということで、3回目でしたかね、第三次でしたか—— ということで、改正ごとに給付がふえると、給付というか負担がふえるということで、今回特に税制改正が国の方でありまして、そういった意味で65歳以上の方の老年者控除の廃止等、またいろんな控除が削られて、そういったことが介護保険制度の区分の判定にもつながり、上がったということでもあります。そういった意味で、介護予防というのが、この新しい改正におきましても重要なポイントということで、一昨年来から議論されておりますけれども、実際、これが始まっているわけですが、この中で中心的な役割を担う、今、各区役所で設置されております地域包括支援センターでの新予防給付に係るケアプラン作成について現状をお聞かせください。

◎深田 介護予防担当課長 新予防給付にかかわりますケアプランの作成につきましては、原案作成を居宅介護支援事業所に委託できるものの、地域包括支援センターが直接作成することもあり、直接作成の比率が増加の傾向にあります。具体的には、地域包括支援

センターが直接作成しました件数と比率は、4月が全体582件のうち57件で1割弱、5月が全体589件のうち125件で2割強、6月が全体554件のうち157件で2割8分となっております。当初の予想を超えた地域包括支援センターでの作成ケースがふえている状況にあります。そのため、各地域包括支援センターでは、新予防給付に係るケアプラン作成にかなりの時間を要している現状にあります。以上でございます。

◆芝田 委員 地域包括支援センターでの、今言われました、このケアプラン作成がかなりふえているようでありますけども、その原因は何であるか考えてますか、お答えください。

◎深田 介護予防担当課長 介護保険の認定が要支援1あるいは2となった方への新予防給付に係りますケアマネジメント業務のうち、ケアプランの原案作成につきましては、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ原案作成の委託が認められておりまして、地域包括支援センターを運営しております堺市福祉サービス公社は、市内及び周辺の居宅介護支援事業所235事業所と委託契約を締結しております。しかしながら、新予防給付に係るケアプラン作成の介護報酬が、要介護者のケアプラン作成の報酬に比べまして3割から4割程度と安く設定されていることや、新予防給付のケアプラン原案作成の上限が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員、いわゆるケアマネージャー1人当たり8件までとされる8件問題が来年度から適用されることなどから、居宅介護支援事業所によっては、新予防給付のケアプラン原案作成の受託を断るケースがあり、これらのことが地域包括支援センターでのケアプラン作成件数がふえていること的主要原因であると考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 今言われました地域包括支援センター、つまり今回の新予防給付の総合的な窓口であります。そのセンターの業務がケアプラン作成中心となっているその現状について、どのような認識をお持ちですか。

◎深田 介護予防担当課長 今回の介護保険法の改正によりまして、新予防給付に係るケアマネジメント業務につきましては、地域包括支援センターが担うものとされました。そのため、新予防給付のケアプラン作成につきましては、原案の作成を委託しつつも、最終的な作成あるいは原案の承認は地域包括支援センターが責任を持って行うべきものであり、それらに十分対応できるような適正な運営が必要であると考えております。しかしながら、現状の体制では、新予防給付に係るケアプラン作成を中心に業務を行っている現状にありまして、今後、介護予防事業の円滑な実施という本来の設置目的にかなった事業運営に努める必要があると認識しております。以上でございます。

◆芝田 委員 それでは、新予防給付の、このケアプランの作成業務以外のこのセンターの役割は、ほかにどういったものがありますか。

◎深田 介護予防担当課長 地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で、その人らしい生活を継続することをめざし、地域の高齢者の支援を包括的に行う中核機関として、次の4つの役割を担われております。まず1番目ですが、介護予防ケアマネジメン

ト、2番目といたしまして総合相談支援、3つ目が権利擁護、虐待の早期発見防止、4番目で地域のケアマネジャーなどの支援、そういった役割を担うものとされております。以上でございます。

◆芝田 委員 地域包括支援センターというのが総合窓口ということで、我々、高齢者からいろんな介護の、また介護予防の相談を受けるときに、地域福祉課と並んで、こういったところをご紹介するというので、そういった意味では、我々としてもありがたいんですが、今、答弁をお聞きしていますと、なかなかケアプラン作成に追われているということで、今回、介護保険が改正になりまして、要支援1はそのまま、要支援の方が要支援1、また要介護の1の中でも少し軽い方は要支援2ということで、この要支援1・2が新たな介護予防サービスという予防給付にあると、ここのいろんな総合的な窓口であり、またケアプラン作成、そしてまた、今言われましたように、総合相談支援、そしてまた権利擁護、虐待早期発見、防止、地域のケアマネジャーなどの支援という、かなり多くのまた範囲で役割があるということなんですが、制度が始まって、まだ4カ月ですから、そういった意味では、ケアプランの作成のみに追われていることは、満足、もちろんされてはないと思うんですけども、その辺、新たなですね、いろんな体制をとりながら、お願いしたいなと思います。

例を出してですね、堺区の場合の地域包括支援センターのそういった資格を持った方と、その人数の配分を教えてくださいませんか。

◎深田 介護予防担当課長 お答えします。現在、7包括支援センターと福祉サービス公社本体におきまして、合計72名の体制で行っております。そのうち、堺地域包括支援センターでの体制でございますが、市からの保健師が常勤、非常勤、合計いたしまして6名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名、事務職が2名、合計11名体制となっております。以上でございます。

◆芝田 委員 それで、今はもちろん対応できているということでよろしいのでしょうか。

◎深田 介護予防担当課長 新予防給付に関しましては、新予防給付のケアプラン作成につきましては、原案作成の受託を断るケースが多く、先ほど申し上げましたように、地域包括支援センターそのものでの作成となっておりますが、現状、お待ちいただくというふうな状況にはなってはおりません。以上でございます。

◆芝田 委員 それでは、地域包括支援センターがその機能を発揮するための今後の課題は何であるか、お答え願いたいと思います。

◎深田 介護予防担当課長 要支援または要介護であった方が更新申請によりまして、要支援1あるいは2となった場合に、従前の介護支援専門員が引き続きケアマネジメントを行うことも本人の履歴や、あるいは特性を踏まえたケアプランの作成ということでは、有益な面もあると考えておりまして、委託契約を締結している居宅介護支援事業所に対して、新予防給付に係るケアプランの原案作成を引き続きお願いしてまいりたいと思います。一方で、今回の制度改正では、新予防給付のケアプラン作成を含め、介護予防ケアマネジ

メント業務は、地域包括支援センターが責任を持って行うべきものであるとされており
ます。そのため、介護予防ケアマネジメント体制を円滑に実施し、あわせて地域包括支援セ
ンターが担うべき業務がスムーズに行えるように、地域包括支援センターの体制整備を庁
内合意を得ながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 ありがとうございます。しっかりと庁内合意を得ながらですね、地域包
括支援センターの体制整備を行っていただきたいなと思います。まだまだ役割を発揮され
てはないと思いますし、冒頭言いましたように、やはり介護保険が上がった中で、それ
にかわるプラスの事業として新しい介護予防がスタートしたわけですから、今回のこの改正
におきましても、やはり自治体の取り組みが特に問われておりますし、また、自治体がど
れだけ真剣に、また高齢者の問題、介護の問題を取り組むかということが我々に突きつけ
られている問題だと思っておりますので、全力を挙げて進めていただきたいなというふう
に思います。

それとまた次にですね、地域支援事業という、まだ介護、要支援にもなってない方です
が、ただ、高齢で、そういった可能性がある認定外の方におきましても、介護予防事業を
行うということではありますが、この地域支援事業について、堺市の現状の取り組みにつ
いてお聞かせください。

◎深田 介護予防担当課長 要支援または要介護になるおそれのある高齢者、行政用語
的には特定高齢者という形で呼ばせていただくんですが、地域支援事業につきましては、運
動機能の向上あるいは栄養改善、口腔ケアなどの介護予防事業を展開しております。これ
らの介護予防事業を受けていただくためには、すこやか健診と同時に行われる生活機能評
価及び医師の意見をもとに地域包括支援センターが高齢者ととも介護予防事業を選択・
決定することとさせていただきます。以上でございます。

◆芝田 委員 介護予防事業に関して、今後どのような計画をお持ちでありますか。

◎深田 介護予防担当課長 地域包括支援センターの本来の目的や役割を十分に果たし、
利用者に対する介護予防のための各種の支援がスムーズに提携をできるように努めてま
いりたいと考えております。また、介護予防事業の重要性について、広報等で積極的に周知
を行うとともに、対象となるにもかかわらず、地域包括支援センターにいられていない特
定高齢者に対しましては、個別に通知あるいは連絡をするなどの方法によりまして、介護
予防事業の制度活用を促してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 ありがとうございます。今答弁された課長も4月1日から介護予防担当
課長ということで、市もそういった認識で進められておりますし、また、地域包括支援セ
ンターが暫定期間をとってる市区町村もあります。堺市はいち早く立ち上げていただき
ましてね、まだそういった意味ではこれからというところでもありますけれども、ここで1
点ご紹介したいと思いますが、AKA療法というのがあります。これは堺市内の社会福
祉法人の鳳福社会でとられている療法なんですけれども、特に高齢者の動きにくいとい
うか、歩けないとかいう8割は痛みが原因であるということで、この施設では理学療法士が、

もともとこれは1970年にアメリカの先生が開発された関節運動学的アプローチという、ちょっとなかなか覚えられませんが、関節の運動学的アプローチということで、AKAというのは、アウトロー キネマチック アプローチ(Arthro Kinematic Approach) ということで、日本でもいろんな施設が取り入れられてるわけですが、この福祉会の理学療法士が日常生活に支障がある利用者の原因を調べてみると、何と約8割の方が痛みで動作が困難になっていることがわかりました。この痛みが動きにくさになって、そういった介護の方へ流れてるということですが、この関節運動学的アプローチ(AKA療法)を取り入れますと、関節をですね、機能で回復するようなことをすれば、痛みが即座に消失し、動きがたかった状態が改善するということで、かなり痛みの改善が進んで、動作の改善も多くの事例で紹介されて改善されてるということでもあります。

そういった意味で、いろんなですね、民間で進んでいる先進的に独立的に進めている、効果が上がっていることをいち早くですね、こういった情報として地域包括支援センター、また職員さんがいろいろ情報を仕入れて、そしてまた多くの自治体で先進的に進めているところをですね、しっかり堺市としても取り組んで、介護予防にですね、やはり名をはせるような堺市になっていただきたいなと思います。

要望としましては、さっき途中で言いましたように、やはり地域包括支援センターがどうしても介護予防の、また介護の予備軍の方の大きな窓口業務をされていると、そしてまたいろんな情報を発信できる。また、そういう各区役所のセンターが市内でしっかり情報交換もしながら機能していくことが堺市の介護予防に大きく寄与することを信じておりますので、その辺、よろしく願いいたします。

そしてもう一つは、先ほど言いましたように、すぐれた、そういった先進的な事例はいち早く取り入れて、堺市の高齢者がやはり少しでも長生きされて、元気に活動できるということが我々の目標であり、また願いでありますので、当局の方も力を入れていただきますよう要望いたしまして、質問とさせていただきます。ありがとうございました。